

## 鳴門市地域生活支援事業実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定に基づく地域生活支援事業を実施することにより、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるようにするとともに、障がい者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施事業)

**第2条** 市長は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業（以下「地域生活支援事業」という。）を実施するものとし、その事業内容等は別表のとおりとする。

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業
- (6) 意志疎通支援事業
  - ア 手話通訳者設置事業
  - イ 意思疎通支援者派遣事業
- (7) 日常生活用具給付等事業
- (8) 手話奉仕員養成研修事業
- (9) 移動支援事業
  - ア 個別支援型
  - イ 車両移送型
- (10) 地域活動支援センター事業・地域活動支援センター機能強化事業
- (11) 任意事業
  - ア 福祉ホーム利用費助成事業

- イ 訪問入浴サービス事業
- ウ 生活訓練等
- エ 日中一時支援事業
- オ レクリエーション活動等支援
- カ 声の広報等発行
- キ 障害支援区分認定等事務
- ク 自動車運転免許取得・改造助成
- ケ 更生訓練費給付事業

(12) その他市長が必要と認める事業

- 2 市長は、地域生活支援事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

(利用申請)

**第3条** 地域生活支援事業のうち、移動支援事業個別支援型、福祉ホーム利用費助成事業、訪問入浴サービス事業及び日中一時支援事業を利用しようとする者は、地域生活支援事業支給申請書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(支給決定)

**第4条** 市長は、前条の規定により申請があったときは、利用の可否を決定し、地域生活支援事業支給決定通知書(様式第2号)又は地域生活支援事業支給却下決定通知書(様式第3号)により、その旨を通知するものとする。

(利用者証の交付等)

**第5条** 市長は、前条の規定により利用の決定をしたときは、当該決定を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、地域生活支援事業利用者証(様式第4号。以下「利用者証」という。)を交付するものとする。

- 2 利用者は、利用者証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、地域生活支援事業利用者証再交付申請書(様式第5号)により、利用者証の再交付を受けなければならない。

- 3 利用者は、申請内容に変更があるときは、地域生活支援事業(申請内容変更・

支給取消)届出書(様式第6号)により届け出するものとする。

(決定内容の変更)

**第6条** 第4条の規定による利用の決定を受けた者は、同条の規定により決定された内容を変更する必要があるときは、地域生活支援事業支給変更申請書(様式第7号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、変更の可否を決定し、その旨を地域生活支援事業支給変更決定通知書(様式第8号)により通知し、利用者証についても変更した内容で交付するものとする。

(支給決定の取消し)

**第7条** 市長は、利用者が利用対象要件を満たさなくなったと認めるとき、その他引き続き事業を受ける必要がないと認めるときは、地域生活支援事業(申請内容変更・支給取消)届出書を提出させることにより、支給決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、地域生活支援事業支給決定取消通知書(様式第9号)により通知し、利用者証を返還させるものとする。

(委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、地域生活支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業名		事業内容等
(1) 理解促進研修・啓発事業		地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行う。
(2) 自発的活動支援事業		障がい者等、障がい者等の家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行う。
(3) 相談支援事業		障がい者等又は障がい者等の家族若しくは介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与すること又は権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行う。  ① 障害者相談支援事業 ② 相談支援機能強化事業 ③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
(4) 成年後見制度利用支援事業		成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。
(5) 成年後見制度法人後見支援事業		成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動への支援を行う。
(6) 意思疎通支援事業	ア 手話通訳者設置事業	手話通訳者を市役所に設置する。
	イ 意思疎通支援者派遣事業	手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記奉仕員及び代読・代筆者を派遣することにより、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通の支援を行

		う。
(7) 日常生活用具給付等事業		日常生活上の便宜を図るため、障がい者等に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する。
(8) 手話奉仕員養成研修事業		聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動など、支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する。
(9) 移動支援事業	ア 個別支援型	屋外での移動が困難な障がい者等について、個別的支援が必要な者に対し、移動の支援を行う。
	イ 車両移送型	福祉車両により、障がい者等の必要に応じて送迎支援を行う。
(10) 地域活動支援センター事業・地域活動支援センター機能強化事業		地域活動支援センターにおいて創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うとともに、同センターの機能を充実強化することで、障がい者等の地域生活支援の促進を図る。
(11) 任意事業	ア 福祉ホーム利用費助成事業	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者に、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、利用者の日常に関する相談、助言等の支援を行う福祉ホームの利用費助成を行う。
	イ 訪問入浴サービス事業	看護師又は准看護師若しくは介護職員が、身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行う。
	ウ 生活訓練等	視覚障がい者生活訓練、障がい者向けパソコン講座の開催等、障がい者等に対し日常生活上必要な訓練、指導等を行う。
	エ 日中一時支援事業	日中に障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障がい者等に活動の場

		を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行う。
	オ レクリエーション活動 等支援	レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者等がスポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室、大会等を開催し、障がい者等が社会参加活動を行うための環境の整備又は必要な支援を行う。
	カ 声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障がい者等のために、音声訳その他障がい者等にわかりやすい方法により、市の広報、生活情報、その他地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的に障がい者等に提供する。
	キ 障害支援区分認定等事務	障害福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障害支援区分認定等事務の円滑かつ適切な実施を図る。  ① 障害支援区分認定調査 ② 医師意見書作成 ③ 障害支援区分認定審査会運営
	ク 自動車運転免許取得・ 改造助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する。
	ケ 更生訓練費給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者に対し更生訓練費を支給する。
(12) その他市長が必要と認める事業		上記のほか、国の地域生活支援事業実施要綱に定める事業で、市長が必要と認める事業を行う。